

2025年度 予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日）では、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが記載されています。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○重層的支援体制整備事業における社会福祉士の配置促進

重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されたものです。困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提とし、すべての人びとのための仕組みとされています。

令和5年度の社会福祉推進事業で本会が実施した「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」では、社会福祉士は「包括的」、「分野横断的」な視野で、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたる機能を発揮することが期待されていることが明らかになっています。

この仕組みを具現化するためには、ソーシャルワーク機能を発揮することが求められており、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の更なる活用に向け、具体的な検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。令和5年度の社会福祉推進事業で本会が実施した「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」では、907の福祉事務所に対して悉皆調査を実施しましたが、「福祉事務所の業務に携わる社会福祉士は充足しているか」という問いに対し、回答があった373自治体の74.8%が「充足していない」という回答でした。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日）においても、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である」との記載があります。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、ソーシャルワークの専門性を有する社会福祉士の配置促進に向け、必要な措置の検討をお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされており、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。そのため、実際に半数近くと同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。

また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についてもソーシャルワーク専門職である社会福祉士の配置促進に向けた更なる措置の検討をお願いします。なお、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用に配置されるよう、引き続き支援策を講じていただくようお願いします。

○孤独・孤立対策推進法による相談支援およびひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援は、現在、都道府県・市町村等併せて年間約20万件の相談が行われており、統計調査を開始した平成30年度の10万件から令和4年度には約2倍に増加しています。既に都道府県、指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」等の関係機関での件数は、保健所・保健センター(11.2%)、NPO法人等の民間支援団体(9.8%)、地域若者サポートステーション(9.1%)と続き、既設置の市町村所轄課は福祉関係部署の所管課が60.4%でもっとも多く、相談部局は複数部局（福祉総務課＋障害福祉課＋児童青少年課等々）にわたっています（「令和4年度ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移」厚生労働省（令和5年3月））。

本年4月1日より施行された孤独・孤立対策推進法により社会福祉士の活用による相談支援を行うなど、ひきこもり支援コーディネーターは、ひきこもり当事者やその家族への相談支援を行い、医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要であることに加え、個別支援を通じた社会資源開発、地域づくり・ソーシャルアクション等、ソーシャルワーク機能を発揮した専門性による支援の展開が不可欠であり、適切な支援に結びつけることとされていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○生活福祉資金の相談窓口(社会福祉協議会)における社会福祉士の配置について

生活福祉資金の貸付に関する相談者は経済的困窮をはじめ、複合的な生活課題を抱えています。相談者が自律的な生活を送ることができるよう支援するためには、貸付による支援だけでは限界があり、重層的な相談支援体制の強化と本人に寄り添った総合的な視点での伴走型支援が必要不可欠です。

生活福祉資金の相談窓口（社会福祉協議会）は金銭的な貸付だけではなく、多機関との連携を図り、複合的な生活課題をアセスメントすることができる、専門性を有する社会福祉士の配置が促進されるよう支援策の検討をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口

本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○災害時の支援体制について

災害時の福祉支援体制の整備について、厚生労働省社会・援護局長通知で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（各都道府県知事あて平成30年5月31日社援発0531第1号）によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところですが、避難生活後においても自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、見直しをお願いします。

○中核機関への社会福祉士の配置促進

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげることにより、地方公共団体は法律上の責務を果たすことができると考えられます。

例えば「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（第11条）では、成年後見制度の利用の促進に関する施策は、（中略）高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、基本方針に基づき推進されるものとすることや、成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずることが規定されていますが、この機能を最大限発揮するためにも、中核機関には最高裁判所が専門職と位置付けている社会福祉士の配置が促進されるよう施策の検討をお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ刑事収容施設所在地に居住し生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の厚生労働省社会・援護局長通知第2-12-「(5)」として改正する等、明示することについて検討をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されています（『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書、平成30年3月27日）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。

一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」）を業とする者」とされています。

「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

【内閣府関係政策統括官〔防災担当〕】

○災害対策基本法への福祉の位置づけ

災害法制度等と福祉法制の連携を図ることで、社会的脆弱性を抱える人びとを「福祉」の視点で支える枠組みを構築できるよう、災害法制へ「福祉」を位置付けることが必要であり、上位法である災害対策基本法への福祉の位置づけのための法改正の検討をお願いします。

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別支援計画策定の推進

内閣府及び消防庁による 2023 年 10 月 1 日の調査によれば、2021 年 5 月に改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、各自治体が定めた個別避難計画について、調査市町村 1,741 団体において、着手済（全部策定済及び一部策定済）団体は 1,303 団体（74.8%）から 1,474 団体（84.7%）へと 171 団体増加していますが、267 団体（15.3%）が未策定にとどまっています（内閣府・消防庁「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について（フォローアップの結果）」令和 5 年 11 月 2 日）。

しかし、名簿の作成だけでは避難行動につながりにくいため、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別支援計画策定に活用するなど、福祉との連携により個別支援計画策定の実効性が上がるよう、引き続き推進をお願いします。

○災害時における福祉的支援活動の災害救助法等適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。災害救助法（昭 22 年法 118）制定から 76 年以上が経過し、社会保障制度・社会福祉制度が整備されている一方で、災害発生時には「福祉」が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。

災害救助法第 7 条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてくださいますようお願いいたします。

○災害ケースマネジメント等の被災者福祉支援における社会福祉士の活用

現在、令和 6 年能登半島地震における被災者支援活動として、石川県内の社会福祉協議会が取り組む「被災者見守り・相談支援等事業」に、現地の社会福祉士会をはじめ全国の社会福祉士会会員が「生活支援相談員」としての支援協力を行っています。

石川県における被災者の相談支援は、主に高齢者の介護ニーズ等を把握し、必要な介護保険サービスや関係機関につなげることを目的としていますが、高齢者以外の相談や総合的な福祉相談窓口としても対応しています。令和 6 年 2 月現在の対象者数は 755 世帯の約 270 名で、社会福祉士は述べ 125 人、実質 46 人を派遣して、災害支援のソーシャルワークを実施しました。

今後、本年 6～7 月（発災から 6～7 ヶ月目）にはホテルや宿に留まる 2 次避難から「みなし仮設」へ移る被災者に加え、ライフラインが復旧しつつある中で能登へ戻る避難者を合わせて、ピーク時には約 3,000 世帯の相談支援が必要と想定されています。

この福祉支援は長期化することが予想され社会福祉人材のニーズを被災地域だけで充足させることは困難と考えられます。現地におけるコーディネーターやスーパーバイザー的な役割、また、災害ケースマネジメントの実施についても、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士の活用促進の検討をお願いします。

【こども家庭庁関係】

○こどもの権利擁護のさらなる推進と社会福祉士の積極活用

平成 28 年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和 4 年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。その中であって、社会的養護を必要とするこどもたちは、保護者による不適切な養育に加え、家族や地域とのつながりが途切れるほか、施設入所・里親委託による生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。

今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、令和 4 年成立の児童福祉改正法による「子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）」の養成・確保を早急に進めるほか、子どもアドボケイトとして社会福祉士の位置づけと活用促進および財源措置をお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化と活用の促進

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の業務は児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。学校及び教育委員会に常勤の SSW を配置するとされているほか、第 3 期教育振興基本計画においては、SSW 配置の推進により福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められています（『児童生徒の教育相談の充実について』教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017 年 1 月）。

しかし、現在、SSW の十分な配置・活用がなされているとはいいがたく、総務省の勧告においても、SSW の理解促進や活用事例の共有等が必要と指摘されています（『学校における専門スタッフ等の活用に関する調査』総務省、令和 2 年 5 月 15 日付）。子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、「チームとしての学校」の推進は不可欠であることから、重要な担い手である SSW の常勤配置（正規職員や週 30 時間勤務）や活用について、さらなる促進をお願いします。

【法務省大臣官房秘書課】

【法務省矯正局関係】

【法務省保護局関係】

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。また、矯正施設に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会福祉士として社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようをお願いします。

【出入国管理庁関係】

○外国人支援に係る連携・協働の強化

出入国在留管理庁では、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人支援コーディネーター人材の育成・認証に関する検討が行われてきました。

本会では、2006 年度から現在まで、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催してきたほか、滞日外国人が直面する生活上の困りごとの実情および解決に向けた連携につ

いての調査研究事業「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業、2017年度）」、「『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業、2018年度）の発刊等を通じ、多様な資源をコーディネートしながら生活課題の解決に導く福祉専門職の養成に尽力して参りました。

これらの実践から、外国人との共生、そして外国人の生活の困りごとの解決においては、福祉専門職を含む関係者の連携・協働が不可欠であることを認識しております。今後、社会福祉士との積極的な連携や協働、さらにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士を外国人支援コーディネーターとして配置促進されるよう活用を検討をお願いします。

以上